

横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けの  
マイナ保険証専用コールセンターについて【情報提供】

1 趣旨

本年 12 月 2 日で、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が行われなくなり、医療機関の受診に際してはマイナ保険証の利用が原則となります。

なお、マイナ保険証の有無にかかわらず引き続き次の方法で受診をすることができます。  
＜12 月 2 日以降の受診方法＞

|            | 令和 6 年 12 月 2 日～<br>保険証有効期限 | 保険証有効期限後                   |
|------------|-----------------------------|----------------------------|
| マイナ保険証がない方 | ・ 有効期限内の健康保険証               | ・ 資格確認書<br>※資格確認書は自動交付されます |
| マイナ保険証がある方 | ・ マイナ保険証<br>・ 有効期限内の健康保険証   | ・ マイナ保険証                   |

横浜市では、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者様向けに、マイナ保険証に関するご質問にお答えするための専用コールセンターを設置しています。

専用コールセンターのご紹介とマイナ保険証の概要をお示した資料を単位会長宛にお送りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

3 情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 専用コールセンターの情報

【専用コールセンター】

TEL: 045-620-8187

令和 7 年 1 月 31 日まで（土日祝日を除く） 9 時から 19 時まで



(2) マイナ保険証の概要

ア マイナ保険証とは

イ マイナ保険証の利用登録方法

ウ マイナ保険証の使い方

(3) マイナ保険証を持っていない方の受診方法

(4) よくある質問とその回答

被保険者の方、地域の方から多くいただく質問についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）  
担当 二瓶、稲川、日景  
電話 045-671-2422 / FAX 045-664-0403  
メール [kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp](mailto:kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp)  
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）  
担当 杉田、藤井、伊藤  
電話 045-671-2409 / FAX 045-664-0403  
メール [kf-iryoenjo@city.yokohama.jp](mailto:kf-iryoenjo@city.yokohama.jp)

【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

- 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度のマイナ保険証移行に関する  
専用コールセンターを設置しています！

【専用コールセンター】

**TEL: 045-620-8187**

令和7年1月31日まで（土日祝日を除く）9時から19時まで

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。



- マイナ保険証について

【マイナ保険証とは】

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。  
あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。

【マイナ保険証の利用登録方法】

医療機関、薬局のカードリーダー等で利用登録をすることができます。

詳しい操作方法是、別紙1「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK！」を参照ください。

【マイナ保険証の使い方】

医療機関、薬局のカードリーダーにマイナ保険証を読み取ることで使うことができます。

詳しい操作方法是別紙2「マイナンバーカードを健康保険証として使うには」を参照ください。

- 12月2日以降の受診方法について

12月2日以降の受診方法についてまとめています。

マイナ保険証がない方も安心して受診することができます。

|            | 令和6年12月2日～<br>保険証有効期限   | 保険証有効期限後                  |
|------------|-------------------------|---------------------------|
| マイナ保険証がない方 | ・有効期限内の健康保険証            | ・資格確認書<br>※資格確認書は自動交付されます |
| マイナ保険証がある方 | ・マイナ保険証<br>・有効期限内の健康保険証 | ・マイナ保険証                   |

## マイナ保険証に関する質問

(国民健康保険・後期高齢者医療制度)



Q1 12月2日から紙の保険証が使えなくなるのですか

12月2日以降も紙の保険証に記載されている有効期限まで使用することができます。このため、12月2日以降も紙の保険証は廃棄しないでお持ちください。

Q2 マイナ保険証として利用するにはどうすればいいのですか

マイナ保険証の利用登録をするには、ご自身のマイナンバーカードが必要となります。  
以下の場所で、利用登録をすることができます。

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ② セブン銀行のATM(セブンイレブン店舗等)
- ③ ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで登録

利用登録方法は  
こちらでご確認ください。  
(厚生労働省HP)



Q3 マイナ保険証が無い場合はどのようにして医療機関に受診すればいいのですか

紙の保険証が有効期限(最大令和7年7月31日まで)まで利用することができます。  
また、マイナ保険証の利用登録をされていない方には、資格確認書を交付します  
ので、そちらを医療機関窓口等で提示いただくことで、これまでどおり医療機関等で受診することができます。

Q4 医療機関のカードリーダーが故障等で使えない場合に、マイナ保険証の被保険者は、どのように受診すればいいのですか。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、保険者から「資格情報のお知らせ」(※)を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等に受診する場合には、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関窓口にて提示いただくことで、受診することができます。

※資格情報のお知らせ…簡便に保険情報を確認できるようA4サイズ用の紙に被保険者氏名、被保険者番号、一部負担割合等を記載しています。(後期高齢者医療制度の被保険者については、令和7年8月1日以降発行いたします。)

# マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

当日その場でも  
いいのね♪

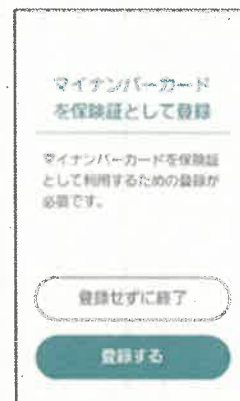


## 医療機関・薬局の 受付でもOK！

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



本人確認  
(顔認証等)



※カードリーダーのメーカーにより  
画面が異なります

登録完了

マイナンバーカードが  
健康保険証として利用可能に！



利用

同意取得  
(お薬情報など)

顔認証付き  
カードリーダーに  
マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施の  
場合  
次の画面へ

この画面から  
お申込み

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。  
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。  
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁



総務省  
Ministry of Internal Affairs  
and Communications



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証利用の  
申込みのお問合せ先



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

マイナンバー  
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分  
土日祝: 9時30分～17時30分



# マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

## 読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入ってください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

## 本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

### 顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

### 暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力

|   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |
| 0 |   |   |

3

## 同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

### ①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する  
情報提供の同意に  
ついて

同意する

同意しない

### ②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象  
特定健診情報の提供  
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

## 受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

限度額情報を  
提供しますか

提供する

提供しない

# 知って安心！ マイナンバーカードの使い方

## 持ち歩き方



普通に持ち歩いていいの？

ええんじやよ。キャッシュカードの感覚が近いの。失くさないようにするのじやよ！



## 提示方法



銀行や勤務先などでマイナンバーの提示を求められたときはどうすればいい？

おもて・うら両面を見せるのじや。



じゃあレンタルショップなどで、本人確認書類として使うときは？



おもて面を見せるのじや。

その際、うら面のマイナンバーは見られても大丈夫じゃが、マイナンバーを書き留めたりコピーを取ることはダメなのじや。



## 暗証番号



暗証番号を友達に教えても大丈夫？

キャッシュカードと同様、他人に教えてはいけないのじや。

暗証番号はマイナンバーカードを利用するために必要な大事なもののじやよ！



## SNSへカードの画像の投稿は??



こんなに安全なら、カードを自慢しても大丈夫？

マイナンバーを誰かに知られても大丈夫なように安全対策は施されているが、不特定多数の目に入る場所への投稿は禁止されているのじや！



# まとめ！ マイナンバーカードは安全です！



なりすましはできません

顔写真入りのため、対面での悪用は困難。

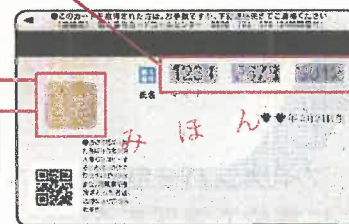
マイナンバーを見られても悪用は困難

マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などで本人確認をする必要があるため、悪用は困難。

オンラインの利用には電子証明書を使うため、マイナンバーが使われることはありません

プライバシー性の高い個人情報が入っていません

ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。



## プライバシー性の高い対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時的利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

## マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル  
**0120-95-0178**

平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分（年末年始を除く）

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

050-3818-1250 050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

Inquiries about Social Security and Tax Number System  
0120-0178-26

Inquiries about Notification Card and Individual Number Card  
0120-0178-27



マイナンバーカードの申請方法はこちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kotushinse/>

令和4年7月改訂

# 持ち歩いてても大丈夫！ マイナンバーカードの 安全性

教えて!!  
マイナンバーばあちゃん



マイナンバー  
PRキャラクター  
マイナちゃん



万全なのじや

マイナンバーの生き字引  
マイナンバーばあちゃん





# マイナンバーカードの3つのギモンに マイナンバあちゃんがお答えします！

マイナンバーカード うら面



**1** うら面のマイナンバーを  
他人に見られたら  
どうなるの？



見られても他人は悪用  
できない仕組みなのじゃ！

**2** マイナンバーで預貯金額や  
医療などのあらゆる情報を  
国から監視されるの？



監視はしていないし  
できないのじゃ！

**3** マイナンバーカードを  
落したり失くしたり  
したらどうしよう…

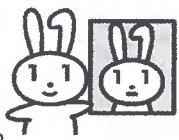


安心せい、まずは電話じゃ！

## ポイント1

他人があなたのマイナンバーを使って  
手続きすることはできません！

マイナンバーを使う  
手続きでは顔写真付きの  
本人確認書類での  
本人確認が行われます。



マイナンバーを知られても、あなたの  
個人情報調べすることはできません！

- ・マイナンバーの利用範囲や、収集・保管  
などは法令で厳しく制限されています。
- ・個人情報を一元管理する仕組みではない  
ため、情報が芋づる式で漏れることは  
ありません。(ポイント2参照)

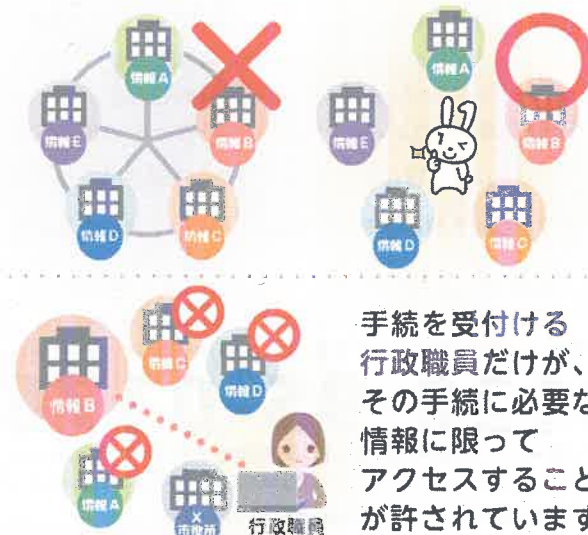
マイナンバーを悪用した場合には厳しい  
罰則があります！

例えば…  
マイナンバーを扱うことができる人が、自分または誰かの  
不正な利益のためにマイナンバーを提供した場合は、3年以下  
の懲役か150万円以下の罰金、もしくは両方が科されます。

※罰則は他にもあります。

## ポイント2

マイナンバー制度はあなたの情報を1か所  
に集めて管理する仕組みではありません！



手続きを受付ける  
行政職員だけが、  
その手続きに必要な  
情報に限り  
アクセスするこ  
とが許されています。

不正なアクセスが行われ  
ないように、第三者機関  
の「個人情報保護委員会」  
が監視・監督しています。



## ポイント3

24時間365日体制にて  
マイナンバーカードの  
一時利用停止を受付！

キャッシュカード等  
と一緒にだね！

**0120-95-0178**

通話料無料！

外国語にも対応！（英・中・韓・スペイン・ポルトガル）

詳しくはうら面を見てね



カードのICチップには、税や年金などの  
プライバシー性の高い情報は  
入っていません！



健康保険証として利用しても、特定健診情報  
や薬剤情報がICチップに入ることはないんだね。

カード利用には暗証番号等の認証が  
必要です！



暗証番号を一定回数  
間違えるとカードがロック

他人が悪用できない  
ようになって  
いるんだね！



不正に情報を読み出そうと  
するとICチップが壊れる



地区連合自治会町内会長 様  
自治会町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

**横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について【掲示依頼】**

**1 事業の趣旨**

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、多くの方が集い、憩う公園で、受動喫煙対策を進めるため、横浜市公園条例の一部改正し、禁止行為に「喫煙をすること」を追加しました。令和7年4月から横浜市の公園は禁煙となります。

このことについて、広く市民の皆様にお知らせするため広報チラシを作成しましたので、自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

**2 対象公園**

横浜市が管理する、都市公園法に基づき設置されている公園が対象

**3 今後の予定**

- ・令和6年10月～ 公園が禁煙になることについて、順次、広報・SNS等や現地掲示による事前周知を行っています。
- ・令和7年4月～ 条例施行に合わせて、さらに巡回指導等により周知と注意を行います。

**4 お願いしたいこと**

【区連長】 御承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示について御協力をお願いします。

**5 広報チラシの掲示期間等**

広報チラシの到着後から3月末までを目安に掲示をお願いします。チラシが劣化した場合等には、新規のものをお渡することも可能ですので、公園緑地管理課あて御連絡ください。

※ 掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※ 各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の3月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。

みどり環境局公園緑地管理課  
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916  
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp



# 令和7年4月から 横浜市の公園は 禁煙になります

みなさまが気持ちよく安心して公園を利用できるよう  
ご理解とご協力をお願いします。

■屋外での受動喫煙対策について、引き続きご協力をお願いします。

望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙が禁止されていない場所でも、周囲に人がいる場合には喫煙を控えるなどの配慮をお願いします。また、市内全域でポイ捨ては禁止です。歩きタバコもやめましょう。



公園の禁煙化について  
(みどり環境局公園緑地管理課)



受動喫煙防止対策について  
(健康福祉局健康推進課)



ポイ捨て・歩きタバコについて  
(資源循環局街の美化推進課)

## エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）

### 早期終了に伴う、広報チラシの掲示板掲出終了について【協力依頼】

#### 1 趣旨

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）は、令和6年6月からキャンペーンを実施してまいりましたが、この度、予算上限に到達したため、11月5日（火）に早期終了いたしました。

つきましては、早期終了をもって広報チラシの掲出も終了となりますので、令和6年5月に掲出依頼をした広報チラシを、自治会町内会の掲示板から撤去していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

自治会町内会の皆様におかれましては、広報等にご協力いただき、誠にありがとうございました。

#### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】掲示板に右記の広報チラシをご掲出いただいている場合は、撤去をお願いいたします。



#### 3 お問い合わせ先

##### キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

##### 掲示板への広報チラシ掲出・撤去に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：045-671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局  
脱炭素ライフスタイル推進課 担当 東田・安室  
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838  
メール da-ecohama@city.yokohama.lg.jp

「新たな横浜市地震防災戦略」(素案)に係る  
市民意見募集の実施について【情報提供】

1 趣旨

横浜市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、新たな取組や重点施策などを盛り込んだ「新たな地震防災戦略」の検討を進めています。

12 月中旬に素案を公表し、市民の皆様から広く御意見をいただくための市民意見募集を行いますので、事前にお知らせします。

＜現在検討中の主な視点＞

- ・災害が起きる前からの備え（地震火災対策、耐震化、防災意識の啓発など）
- ・被災者支援（避難所環境、物資、要配慮者支援、多様な避難への支援など）
- ・災害時の拠点強化（旧上瀬谷通信施設地区への広域防災拠点の整備など）
- ・公共インフラの強じん化（橋梁、道路がけ、上下水道の耐震化など）

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集について

(1) 募集期間（予定）

令和 6 年 12 月中旬から令和 7 年 1 月中旬まで

※ 詳細は、市ウェブページ等でお知らせします。

※ 広報よこはま 12 月号においても御案内する予定です。

(2) 素案及び概要版リーフレットの閲覧・配架場所

市民情報センター（市庁舎 3 階）、各区役所広報相談係ほか

※ 市ウェブページにも掲載します。

(3) 御意見の提出方法

横浜市電子申請・届出システム、リーフレット付属のはがきによる郵送、  
電子メール又は F A X

4 今後のスケジュール

- ・令和 6 年 12 月中旬～令和 7 年 1 月中旬 素案に係る市民意見募集
- ・令和 7 年 3 月末 「新たな地震防災戦略」策定

総務局危機管理室防災企画課  
担当 阿武（あんの）、田岡  
電話 045-671-4096 /FAX 045-641-1677  
メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp



## 自治会町内会デジタルツール展示・相談会について【御案内】

### 1 趣旨

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を市内3か所で開催します。

当日は、デジタル化でできることについて企業や団体の方にご紹介いただき、その後、直接相談をいただける会となります。

つきましては、参加希望の団体は、市民局地域活動推進課までエントリーシートのご提出をお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。参加希望のある団体は、「エントリーシート」でお申込みください。

### 3 開催概要

- (1) 令和7年1月25日（土）10時～ **保土ケ谷区役所** 本館地下1階・会議室  
（相鉄線「星川駅」徒歩5分）
- (2) 令和7年2月2日（日）10時～ **磯子区役所** 7階701・702会議室  
（JR根岸線「磯子駅」徒歩5分）
- (3) 令和7年2月8日（土）10時～ **都筑区役所** 6階大会議室A B  
（市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分）

＝当日の流れ（予定）＝

| 時間          | 内容                        |
|-------------|---------------------------|
| 10:00～10:15 | 自治会町内会DXの説明（約15分）         |
| 10:15～11:00 | 企業・団体によるデジタルツール等の説明（約45分） |
| 11:00～12:00 | 展示・相談会（約60分・途中退席可）        |

参加企業：電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展調整中。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。

※いずれの日程も同じ内容の予定です（出展企業・団体は変わることがあります）



自治会町内会 DX 応援事業  
ホームページ

■エントリーシート提出期限：**令和7年1月14日（火）必着**

※参加希望多数の場合は、抽選にて参加可能団体を決定します（その場合のみ後日お知らせします）。

裏面あり

#### 4 「自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート」について

令和6年3月から7月までの間に実施しました標記アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

##### ○主な集計結果

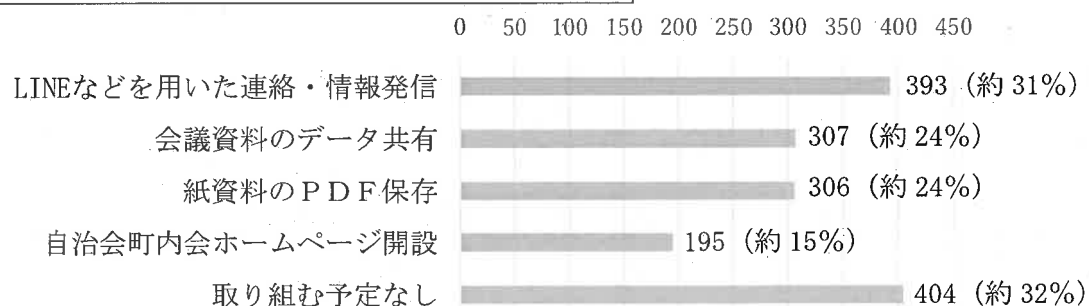
回答率 単位町内会約44%（1,259団体）、地区連合町内会約46%（118団体）

《デジタルツールの活用状況（単位町内会の集計結果）》

##### 1 現在取り組んでいるもの（複数回答可、n=1259）



##### 2 今後、取り組みたいもの（複数回答可、n=1259）



いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考とさせていただきます。

担当：市民局地域活動推進課

松永、石栗

電話：671-2317

FAX：664-0734

# 自治会町内会向け

## 自治会町内会で使える デジタルツール展示・相談会

参加  
無料

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用(回覧板や会費集金等のデジタル化)に関するデジタルツール展示・相談会を開催します。

こんな方向けの内容です

デジタルで活動は  
楽になるの？

具体的にどんなものがあるの？

どうやって選べばいい  
の？

お金はかかる？



電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展を調整中です。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。  
出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。→



### 開催日時・場所

- ① **1月25日(土)10~12時** 保土ヶ谷区役所
- ② **2月2日(日)10~12時** 磯子区役所
- ③ **2月8日(土)10~12時** 都筑区役所

各回  
同じ内容  
です

お問合せ・お申込みは

横浜市 市民局 地域活動推進課

問合せ電話

045-671-2317

申し込みは、裏面の  
二次元コードまたはFAXにて



切：2025年1月14日（火）

申し込み先：市民局地域活動推進課

●電子申請：右側の二次元コードから入力 →

●FAX：045-664-0734



## 自治会町内会デジタルツール展示・相談会エントリーシート

1 出席希望の日程に○を付けてください（1か所のみ）

| 出席希望 | 日 程                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
|      | ①令和7年 <u>1月25日</u> （土）10時～<br>保土ヶ谷区役所会場 本館地下1階・会議室<br>（相鉄線「星川駅」徒歩5分）  |
|      | ②令和7年 <u>2月2日</u> （日）10時～<br>磯子区役所会場 7階701・702会議室<br>（JR根岸線「磯子駅」徒歩5分） |
|      | ③令和7年 <u>2月8日</u> （土）10時～<br>都筑区役所会場 6階大会議室A B<br>（市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分） |

2 自治会の所在区と名称、出席人数をお知らせください

（※会場の都合上1団体2人まででお願いいたします）

|          |   |
|----------|---|
| 区名       | 区 |
| 自治会町内会名  |   |
| 人数（2人まで） | 人 |

3 連絡先電話番号をご記入ください

TEL：\_\_\_\_\_

令和6年度「自治会町内会のための講習会」  
事例発表収録動画のYouTube 配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内2区の自治会町内会に、ICTを活用した負担軽減等の活動事例を御紹介いただきました。

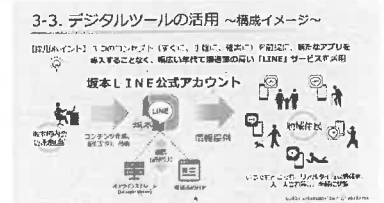
① 保土ケ谷区 坂本町内会

「自治会DXの実現に向けて」(LINEを活用した情報伝達)

② 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

「(いちのいち)アプリを活用した回覧、ポスターの電子化」



(その2)アプリ登録方法の講習会を開催



↑事例発表の一部抜粋

(2) 配信期間など

- ・令和6年11月12日(火)～令和8年3月31日(火)
- ・以下のホームページから視聴できます。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu\\_sokushin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html)

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



←事例発表の  
二次元コード

4 その他

事例発表について、視聴した感想等を電子申請・届出システムでお答えください。

令和6年11月12日(火)午前9時から令和7年3月31日(月)午後5時まで受け付けます。

電子申請・届出システムは、下記の二次元コードまたは、電子申請・届出システムトップページから、

「手続き一覧(個人向け)」→キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8ef0a07d-9b2e-4de4-ae3a-aa6fc753abff/start>



←感想等受付の  
二次元コード

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp



# 第18回 港南区公園愛護のつとめ

令和6年12月12日(木) 13:30-15:30

開場 13:00 (入場無料)

港南公会堂 ホールにて



※※※ プログラム ※※※

- 開会のあいさつ
- 令和6年度横浜市公園愛護会表彰受賞者紹介
- 港南区公園愛護会連絡協議会活動報告
- 防災の話 ～日頃の備えと被災地での活動体験談～

港南消防署警防課警防第一係 牧野係長

～休憩～

- 横浜市消防音楽隊の公演♪
- 閉会のあいさつ

GREEN  
x  
EXPO  
2027  
YOKOHAMA JAPAN

横浜で初めて行う  
国際博覧会

2027年3月19日～  
9月26日開催



## 先着250名に

- ・ 花苗:ムスカリ(オーシャンマジック)  
※連絡協議会花卉園芸部の皆さまが育ててくれました。
- ・ 港南区公園愛護会オリジナルエコバック



＝お問合せ＝

港南土木事務所  
下水道・公園係  
☎045-843-3711

一般の方も参加できます。当日参加可能です。多くの方に公園愛護会を知っていただく会になります。  
みなさまの参加をお待ちしております。

裏面あり⇒



## ☯防災の話

～もしもの時に備えて、地震に対する日頃の備えと被災地派遣の体験談の話～

消防局課長補佐（港南消防署警防課警防第一係）牧野 暁（マキノ サトル）係長

◇◇◇経歴◇◇◇

- ・平成10年4月1日 横浜市消防局へ入局
- ・平成13年9月11日 NYテロ9・11で活動
- ・平成23年3月11日 東日本大震災へ一次派遣
- ・令和4年4月1日 総務局危機管理部危機管理室戸塚区役所へ出向
- ・令和6年1月1日 能登半島沖地震へ避難所運営及び罹災証明書発行支援の為派遣



## 🎵横浜市消防音楽隊

横浜市消防音楽隊は1958年、横浜開港100周年・市制70周年を記念して創設されました。

『安全・安心を実感できる都市“ヨコハマ”の実現』のため、市内各所で演奏・演技を通じた広報活動を行い、横浜市民をはじめ、多くの皆様から熱い声援を受けています。

現在は、活動の拠点を「横浜市民防災センター」に置き、「防災ふれあいコンサート」や、各種イベントを定期的で開催し、幅広く広報活動に努めています。



## ～パネル展示～

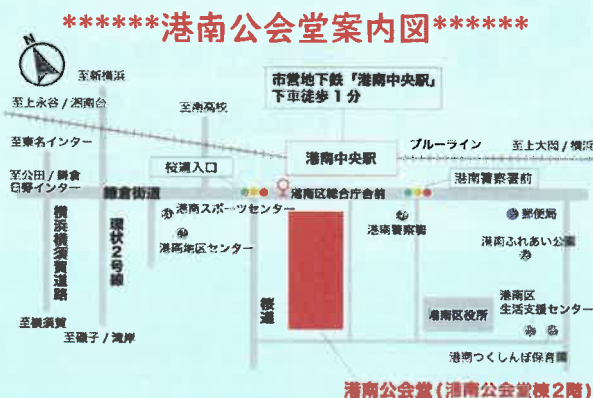
港南区公園愛護会活動写真

GREEN×EXPO2027国際園芸博覧会

防災関係のパネルを展示予定です

## ～特別展示～

この夏話題の「リュウゼツラン」  
テレビでも紹介された港南図書館の企画展示が出張！  
こうなんうさぼんの  
「リュウゼツランの観察日記」は必見！



見に来てぽん！

港南図書館マスコットキャラクター  
こうなんうさぼん

公共機関を利用の上ご来場ください。  
階段、エスカレーター、エレベーターで  
2階へお越しください。



令和6年11月20日

港南区連合町内会長 各位

港南区役所地域振興課長

## 第46回港南区健康ランニング大会開催への御協力について（お願い）

標記大会の開催にあたり一部地域がコースとなることから、皆様には御迷惑をおかけいたしますが、当日の運営への御理解、御協力及び住民の皆様への周知をお願いいたします。

### 1 大会概要

#### (1) 日時

令和7年1月12日（日）8時～12時30分（雨天決行（荒天中止））

※令和6年12月28日（土）9時～11時頃にコース周辺へ大会周知看板を設置する予定です。

#### (2) 会場及びコース

旧野庭中学校（スタート・ゴール）及び野庭団地・周回コース

#### (3) 定員及び種目

1, 350人

| 種目      |                    | 距離     | スタート時間（予定）                              |
|---------|--------------------|--------|-----------------------------------------|
| 一般の部    | 男女別・年代別            | 5 km   | ① 9 時、② 9 時 30 分                        |
| 中学生の部   | 男女別                | 3 km   | 10 時 10 分                               |
| 小学生の部   | 男女別・学年別            | 2 km   | ① 10 時 30 分、② 10 時 40 分、<br>③ 10 時 50 分 |
| ファミリーの部 | 小学 1 ～ 3 年と<br>保護者 | 1.5 km | ① 11 時 00 分、② 11 時 10 分、<br>③ 11 時 20 分 |

### 2 注意点

深田橋バス停については、乗客とランナーとの混乱を防ぐため、バス停とタクシー乗り場を移動します。天谷バス停についても、バス停を移動します。

移動に伴い、駐車場からの車の出入り等につきまして御迷惑をおかけしますが、御協力いただきますようお願いいたします。なお、コース沿いの駐車場利用者の皆さまには、別途御協力をお願いさせていただきます。

### 3 大会周知及び参与への就任について

コース周辺の自治会町内会（永野連合、野庭団地連合、野庭住宅連合（コースに隣接する自治会町内会のみ））へ、11月下旬頃に事業周知と協力依頼を兼ねたチラシを回覧します。

また、野庭団地連合、野庭住宅連合の各会長におかれましては、大会参与への就任についても併せてお願いいたします。

担当：港南区健康ランニング大会実行委員会事務局

佐藤・橋本（港南区役所地域振興課内）

TEL：847-8395、FAX：842-8193



港南ひまわりプラン（港南区地域福祉保健計画）の意見交換会

# しゃべっCiao♪

ちやお

こんなまちになつたらいいな…そのために何ができるかな…

そんなことを楽しくお喋りしながら、港南区の未来を一緒に考えてみませんか？

令和 6 年 12 月 21 日 土曜日 10:00~12:00

（開場 9:30~）

港南区役所 6 階 601・602 会議室

（港南区港南4-2-10 市営地下鉄ブルーライン「港南中央駅」徒歩2分）

区内在住・在勤の人ならどなたでも参加OK

事前申込制

（申し込み方法は裏面をご覧ください）



昨年度のしゃべっCiao♪の様子

## 港南ひまわりプランとは？



誰もが住み慣れた地域で  
安心して生活できるよう  
一人ひとりが意識し、お互いに  
支えあえる関係の充実を目指し、  
区民の皆さん・活動団体・行政等が  
協力して地域をみんなでより良く  
していくための計画です。

（第4期：令和3年～令和7年度）

皆さんの意見交換が  
第5期港南ひまわりプランに  
生かされます！



港南ひまわりプラン推進キャラクター  
「こなちゃん」

港南区役所福祉保健課事業企画担当  
港南区社会福祉協議会

☎ 045-847-8441  
☎ 045-841-0256



# 申込方法

以下のいずれかでお申込みください。

締切り  
12/13 (金) まで

- ① **WEB**による申込み  
二次元コードを読み取り、横浜市電子申請・届出システムからお申込みください。



- ② **Eメール**による申込み  
メール件名及びメール本文に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。  
■申込アドレス：[kn-tifukuplan@city.yokohama.lg.jp](mailto:kn-tifukuplan@city.yokohama.lg.jp)  
【件名】しゃべっCiao♪申込  
【本文】下記「FAX参加申込書」と同じ内容（必要事項）を入力

- ③ **FAX**による申込み  
下記「FAX参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。  
■申込FAX：045-846-5981



## FAX参加申込書

■は必須項目、□は任意項目です

■ 氏名（ふりがな）： ( )

■ 電話番号： \_\_\_\_\_

\*いずれかに○を付けてください。

■ 年代：10歳代・20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代以上

\*地域活動団体に所属している方のみ、団体名をご記入ください。（例：民生委員、保健活動推進員など）

□ 所属団体名： \_\_\_\_\_

■ 申込みのきっかけは？ \*いずれかに○を付けてください。

地域ケアプラザからの紹介      知り合いからの紹介      掲示板を見て  
港南区ホームページを見て      その他 ( )





# こなちゃん通信 第3号



「港南ひまわりプラン（港南区地域福祉保健計画）」の第5期計画策定に向けた取組や第4期計画の推進に関するさまざまな情報をお届けします。

港南ひまわりプラン推進キャラクター  
「こなちゃん」

地域活動を行っている方や商店・企業・福祉事業所、NPO法人、医療関係者など  
延べ100名の方々をお招きしてグループヒアリングを行いました

第5期計画の策定に向けて、広く多様な立場の区民の方々からご意見を伺うため、第4期計画の中間振り返りの中で課題としてあげられた「3つのテーマ」をもとにグループヒアリングを行いました。

ずばり、テーマはこれ！

第1 テーマ

「困りごとがあっても助けを求められない人の支援」

第2 テーマ

「地域活動と一緒にを行う仲間や、様々な分野で活躍する仲間を増やすための取組」

第3 テーマ

「住民にとって愛着の持てる『ふるさと港南』にするためには」



## 第1テーマ

### 困りごとがあっても助けを求められない人の支援

Q1. 助けを求められない人に、どのような困りごとがあるのか、そしてなぜ助けを求められないのか

- ・身近に相談できる人、話を聞いてくれる人がいない
- ・近隣とのつながりがない
- ・どこに相談すればよいのか、どのような支援やサービスを受けられるかわからない
- ・本人が困っているという自覚がない、困っていることを知られたくない
- ・周囲とのコミュニケーションが取れない
- ・支援を受けなくても、人と関わらなくても何とか暮らせていけるので、それ以上を求めない



Q2. そのような人たちの発見や支援について、地域でなにができるか

- ・情報を必要とする人にあわせた、情報が届く仕組みづくり → 情報が多すぎても届かない
- ・情報を届ける場や、誰が届けるかを工夫することで支援につながる
- ・相手にあわせた情報の発信 → 声のかけ方、デジタルとアナログの使い分け
- ・地域で気になること、気になる人を共有できる地域のつながり
- ・人と関わることでできる多様な場をつくる
- ・気がかりな人、困りごとを抱えた人に気づいた人、発見した人がそれを発信する、地域で共有する
- ・地域ケアプラザは、困りごとを発見した人が相談できる場、また、気になる人を地域や支援者となつなぐ役割として活用していく



このテーマで出てきたキーワードは

情報

発信・共有

つながり

地域ケアプラザ

かな・・・

ふむふむ



裏面も見てね！





## 第2テーマ

# 地域活動と一緒にを行う仲間や、様々な分野で活躍する仲間を増やすための取組

### Q1. 地域活動の楽しさや難しさ、その価値についてどう感じているか

- ・活動することによって、様々な世代や分野の人と出会う、そこに対話が生まれる、仲間ができる
- ・子どもたちの笑顔や参加者からの感謝にやりがいを感じて、元気をもらえる
- ・活動を通して多くの情報を得ることができ、地域を知ることができる
- ・活動の楽しさやメリットが伝わらない、人と関わりたくないと感じている人が増加している
- ・活動に参加したいと思っても、背中を押してくれる人や、一緒に誘ってくれる人がいない
- ・コロナで、地域のお祭りなどの行事が中止となり、つながりが薄れてしまった



### Q2. 地域活動を行う仲間や、様々な分野で活躍する仲間をどのように増やしていくか

- ・子どもを中心としたイベントや、子どもが参加しやすい活動には、自然とその保護者である若い世代も参加して、地域でのつながりのきっかけとなる
- ・活動やイベントに参加することは、新たな出会い、そこで出会った人との関係を大切にしていき、仲間を増やす
- ・活動を全部任せるのではなく役割を分けて、それぞれができる範囲で手伝えるような仕組みにする
- ・活動へ参加するための背中を押してくれる人、活動しようと思っている人と活動をつなぐ人が必要
- ・子どもと一緒に活動することで、世代間のつながりができる
- ・参加する子どもや、中高生にも役割を持ってもらい、達成感を共有する。褒める。



このテーマで出てきたキーワードは

子ども 役割  
出会い つなぐ かな...



## 第3テーマ

# 住民にとって愛着のある「ふるさと港南」にするためには



### Q1. 港南区の魅力といえば

- ・子どもの見守りが活発だったり住民や商店とのつながりがある
- ・地域や自分の住む町に愛着を持つ住民が多く、住民が参加できるイベント、活動が多い。
- ・自然が豊かであり、また生活の利便性も良いという「ちょっと田舎で、ちょっと都会」



### Q2. 「ふるさと」と感じる地域とは

- ・子どもの頃に過ごした場所、思い出に残る物、出会った人、体験、通っていた学校
- ・時間が経っても変わらない風景や行事、馴染みのお店



### Q3. 「ふるさと港南」にするためにはどんな取り組みが必要か

- ・子どもたちが地域で様々な体験をする場と機会を作る
- ・伝統行事や地域活動を若い世代、子どもたちと一緒に体験する
- ・地域の良いところ、魅力、伝統を次世代に伝えていく
- ・活動や取り組みが継続できるよう守っていく
- ・地域の成り立ちや、地域にまつわる歴史、そして地域での活動やそこに関わる人を知ること
- ・いろいろな人と対話する機会を設けて、お互いを知り合うこと
- ・住民同士、いろいろな人と出会う場や出会う機会を増やし、知り合い、仲間となること

このテーマで出てきたキーワードは

知る 体験  
出会い 伝え、守る  
かな...



### 次号予告

11/6(水)の午後に「第2回 地域福祉保健推進協議会」が開催されました! その様子は次号でお知らせします。

発行: 港南区福祉保健課事業企画担当  
〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-10  
電話: 045-847-8441 / FAX: 045-846-5981



皆さんからいただいた  
ご意見やキーワード等を  
踏まえ、第5期計画の  
策定を進めていきます!

港南  
ひまわりプラン  
詳しくはこちら!



# 令和6年 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



## 目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

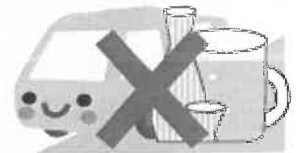
## 期間

12月1日～12月31日の1か月間

## スローガン

飲酒運転は 絶対にしない させない  
許さない そして見逃さない

STOP! 飲酒運転



## 重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶と  
ハンドルキーパー運動の推奨

### ◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

| 態 様                                | 懲 役   | 罰 金     | 基礎点数 |
|------------------------------------|-------|---------|------|
| 酒酔い運転                              | 5年以下  | 100万円以下 | 35点  |
| 酒気帯び運転 ※<br>(0.25mg以上)             | 3年以下  | 50万円以下  | 25点  |
| 酒気帯び運転 ※<br>(0.15mg以上<br>0.25mg未満) | 3年以下  | 50万円以下  | 13点  |
| 呼気検査拒否                             | 3ヶ月以下 | 50万円以下  | —    |

### ◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

| 態 様   | 懲 役     | 罰 金          |
|-------|---------|--------------|
| 車両の提供 | 酒 酔 い   | 5年以下 100万円以下 |
|       | 酒 気 帯 び | 3年以下 50万円以下  |
| 酒類の提供 | 酒 酔 い   | 3年以下 50万円以下  |
|       | 酒 気 帯 び | 2年以下 30万円以下  |
| 同 乗 者 | 酒 酔 い   | 3年以下 50万円以下  |
|       | 酒 気 帯 び | 2年以下 30万円以下  |

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

### ◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

|                 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全事故件数           | 8,398 | 7,398 | 7,883 | 7,492 | 7,703 |
| 死 者 数           | 50    | 48    | 36    | 38    | 40    |
| 死 亡 率           | 0.6   | 0.6   | 0.5   | 0.5   | 0.5   |
| うち飲酒運転による事故件数 ※ | 36    | 38    | 39    | 40    | 39    |
| 死 者 数           | 0     | 0     | 1     | 1     | 2     |
| 死 亡 率           | 0.0   | 0.0   | 2.6   | 2.5   | 5.1   |

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会



# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 重点に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動の推進について周知徹底を図ります。

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

## 警察

- 1 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や、飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- 2 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。
- 3 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転をすることを知りながら車両や酒類を提供したり、同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。

## 交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- 2 ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。  
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

## 教育関係

- ・ 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底させます。
- ・ 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

## 道路管理者・鉄道事業者

道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

## 地域

- 1 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。
- 4 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- 5 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課

電話045(671)2323

# 令和6年 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

## 目 的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

## 期 間

12月11日(水)～12月20日(金)

## スローガン

今日もまた あなたの無事故 待つ家族

## 重 点

1. 歩行者の安全の確保
2. 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
3. 二輪車の安全利用促進



横浜市交通安全キャラクター  
ルールちゃん

## ◇◇ 令和6年8月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

| 区 分         |           | 交 通 事 故          |                       |        |                       |             |                       |
|-------------|-----------|------------------|-----------------------|--------|-----------------------|-------------|-----------------------|
|             |           | 発<br>生<br>件<br>数 | 昨<br>年<br>同<br>期<br>比 | 死<br>者 | 昨<br>年<br>同<br>期<br>比 | 負<br>傷<br>者 | 昨<br>年<br>同<br>期<br>比 |
| 横<br>浜<br>市 | 鶴 見 区     | 364              | -48                   | 4      | 3                     | 410         | -63                   |
|             | 神 奈 川 区   | 240              | 31                    | 0      | -2                    | 283         | 36                    |
|             | 西 区       | 177              | 18                    | 1      | 0                     | 202         | 26                    |
|             | 中 区       | 349              | 26                    | 5      | 4                     | 399         | 18                    |
|             | 南 区       | 235              | -15                   | 2      | 1                     | 267         | -1                    |
|             | 港 南 区     | 267              | -67                   | 0      | -2                    | 315         | -93                   |
|             | 保 土 ケ 谷 区 | 254              | 38                    | 1      | -3                    | 282         | 31                    |
|             | 旭 区       | 358              | 60                    | 4      | 3                     | 405         | 72                    |
|             | 磯 子 区     | 145              | -51                   | 0      | -3                    | 162         | -68                   |
|             | 金 沢 区     | 262              | -106                  | 2      | -1                    | 299         | -136                  |
|             | 港 北 区     | 371              | -49                   | 0      | 0                     | 425         | -70                   |
|             | 緑 区       | 304              | 30                    | 1      | 0                     | 333         | 27                    |
|             | 青 葉 区     | 353              | -14                   | 1      | 1                     | 418         | -14                   |
|             | 都 筑 区     | 262              | -12                   | 0      | 0                     | 311         | -4                    |
|             | 戸 塚 区     | 338              | -18                   | 1      | 0                     | 381         | -33                   |
|             | 栄 区       | 71               | -41                   | 1      | 1                     | 81          | -56                   |
|             | 泉 区       | 209              | 13                    | 0      | 0                     | 242         | 23                    |
|             | 瀬 谷 区     | 177              | -17                   | 0      | -2                    | 213         | -22                   |
| 計           |           | 4,736            | -222                  | 23     | 0                     | 5,428       | -327                  |

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 重点に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

## 警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 子ども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者等への交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 交通情報板等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーン等の開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を積極的に実施し、交通安全ひとこえ運動を推進します。

## 教育関係

- 1 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 2 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 3 二輪車での交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。
- 4 飲酒を伴う会合等には車両を運転して行かないようにお互いに声をかけ、注意し合いましょう。

横浜市交通安全対策協議会

（事務局）横浜市道路局道路政策推進課

電話 045（671）2323



体験型交通安全教室開催



# 交通安全シルバーフェスタ

交通安全に関する様々な疑似体験ができます 🚲 !

どなたでも参加できます。お気軽にお立ち寄りください!

皆で体験して交通事故の防止を図っていきましょう 🚗 !



運転シミュレーター



歩行シミュレーター



自転車シミュレーター

日 時

令和6年12月3日(火)午前10時00分～午後3時00分

会 場

港南区役所6階会議室(601～603 会議室)

参加自由(出入り自由)

主な内容

- ミニ歩行環境シミュレーター、自転車シミュレーター
- 運転操作検査機、視野診断計、酔っ払いゴーグル
- 交通安全 VR 体験、交通安全 DVD 上映

若い方から高齢の方まで、どなたでも参加できます。

主 催：港南区交通安全シルバーリーダー連絡会・港南区役所  
協 力：港南警察署・港南交通安全協会・港南交通安全母の会  
問合せ：港南区役所地域振興課地域運営推進係

担当 萩原、齋田

電話 847-8392

## 年末年始のごみと資源物の収集日程について

### 1 事業の趣旨

本年度の年末年始のごみと資源物の収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へお知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示板へのチラシの掲出をお願いいたします。チラシの配布につきましては、11 月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

### 3 年末年始の収集日程について

(1) 12 月 31 日 (火) から 1 月 3 日 (金) まで、収集をお休みさせていただきます。

(2) 「燃やすごみ」「資源物」について、年末は 12 月 30 日 (月) まで、年始は 1 月 4 日 (土) から通常の曜日どおり収集します。

### 4 広報について

(1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出

※11 月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。

(2) 各集積場所に収集日程表を貼付

(3) 広報よこはま 12 月号 (市版)

(4) ごみ収集車によるアナウンス

(5) 市・局ホームページへの掲載

(6) LINE・X (旧 Twitter) などへの掲載

### 5 資料 (裏面)

年末年始のごみと資源物の収集日程

担当：業務課計画係 (収集日程に関するお問合せ)

業務課運営係 (広報に関するお問合せ)

電話：671-2551 (計画係)、671-3815 (運営係)

FAX：業務課 662-1225

## ～令和6年度、港南区に就任された2人の署長さんを紹介します～



港南消防署長

山口 治彦

今年4月、港南消防署に着任しました。

地域の皆さまには、日ごろから消防署・消防団の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

近年、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、国内外で大規模火災や地震、集中豪雨など様々な災害が発生しています。港南区においても、このような災害がいつ、どこで起こるかわかりません。

災害への備えに万全を期するため、これからも港南消防署では火災や救急に迅速かつ的確に対応するとともに、防災イベントや各種訓練会などの機会を通じて、火災予防や防災・減災の普及啓発に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



港南警察署長

徳原 太郎

9月5日付けで、港南警察署長に着任いたしました徳原です。

区民の皆様には、平素から警察行政全般にわたり、ご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

私自身、港南警察署は初めてとなりますが、区民の皆様がとても温かく受け入れてくれ、また皆様の生き生きとした姿を見て、本当に来て良かったと感じています。

管内の治安情勢ですが、昨年よりも犯罪発生件数が増加し、特にオートバイ盗や自転車盗が増加しています。また特殊詐欺の発生件数等も増加し、SNS型の投資詐欺やロマンス詐欺といった新たな詐欺も多く発生しています。港南区は、区民の皆様から「住み続けたいまち」として愛されているまちと聞いています。

今後も私たち港南警察署は、皆様が愛するこのまちを守るため、警察官としての使命を全うし、区民の安全安心に貢献していく所存です。

## 退任された地区連合町内会長より

前 上大岡連合町内会長

木島 勝吉

4年前連長を引き受けた年、新型コロナウイルスの大流行と重なり、社会のさまざまな活動が制限され悔いの残る3年間でした。幸い昨年は通常の社会活動が出来る様になり元気で明るい上大岡、の復活を確かめる事ができ、安心して新会長に引き継ぐ事ができました。短い4年間でしたが、各連長はじめ多くの関係者との交流、そして様々な経験が出来たことに感謝すると共に変化の多かった時期に支えて下さった皆さまに厚くお礼申し上げます。



前 日下連合町内会長

市村 喜正

2017年から2024年まで7年間、日下連合町内会長として参加いたしました。この間、区連会、行政など多くの皆様にお世話になりました。ありがとうございました。日下地区しか知らない井の中の蛙でしたが、イベント、盆踊り及びおまつり等からそれぞれの地域性があることに気付かされました。連長を退任しましたが、単会の自治会役員として、引き続き自治会活動を続けて参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



ひまわりの声では、港南区連合町内会長連絡協議会を「区連会または港南区連会」  
港南区社会福祉協議会を「区社協または港南区社協」と記載しています。

編集  
後記

■本号では障がい者理解についての意見交換会、災害が起きた際の在宅避難に備えた内容について掲載をしています。  
ぜひ、ご一読ください。

■本紙および区連会へのご意見・ご要望は区連会事務局までお寄せください。  
■区連会会報担当  
宮島由美子／田代孝之

■編集委員  
筒井英子  
(横浜市港南区港南4-2-10  
港南区役所地域振興課内  
☎ 847-8391 FAX 842-8193)

【編集・発行 港南区連合町内会長連絡協議会】



## ～誰にでもやさしく暮らしやすい地域へ～

港南区連合町内会長連絡協議会会長 古屋 文雄

区民の皆さまには、日ごろから自治会町内会、区連会の活動にご協力とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

今年は元日に発生した能登半島地震に始まり羽田空港における飛行機火災、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表や台風による風水害など災害に多く見舞われた一年でした。被害に遭われた皆さまにはお見舞い申し上げます。

特に南海トラフ地震が発生した場合、区内でも震度5強の地震が予想されており、より一層防災意識が高まったのではないのでしょうか。

災害直後に自分や家族の身の安全を守ること、生き延びるための備えをしておく「自助」が一番大切です。その上でいざという時に協力し合い、助け合える関係を隣近所と築いておくことが必要となってきます。「共助」には自治会町内会や地域防災拠点をはじめとする地域の力が重要になりますので、日ごろから隣近所の方と顔の見える関係をつくっていきましょう。

地域では昨年に引き続きイベントが再開されるなど、ますます活気と賑わいが戻ってきました。コロナ禍を経て社会生活が変化している中で、地域の皆さまが顔を合わせて活動していけることを嬉しく思います。港南区では新たな施策として「子育てにやさしいまちづくり」を目指し、子育て世代と地域との接点が増えるように取り組んでいます。子育て世代は勿論のこと、高齢者や若年者、支援が必要な方など色々な人が互いに支え合っていくことでより良い地域になります。そのためには、一人ひとりが自分の役割を考えて行動していく必要があります。

身近なところから少しずつ地域との繋がりを持ち、一緒に暮らしやすいまちを築いていきましょう。引き続き、区民の皆さまのご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

## 新任された地区連合町内会長より

### ～令和6年度、地区連合町内会長になられたお2人です～



上大岡連合町内会長  
萩久保 源司

上大岡連合町内会は約4,400世帯が加入しています。京浜急行線を境に上大岡東西に区分されています。東地区は傾斜地が多く高低差もあり土砂災害警戒箇所を住民の皆様周知し防災意識を高めてもらいます。西地区は平坦地で過去に、大岡川が何度も氾濫し浸水被害を受けています。その後根岸湾へトンネル分水路ができてからはほとんどなくなりました。災害のない安心安全な住みよい町をめざします。



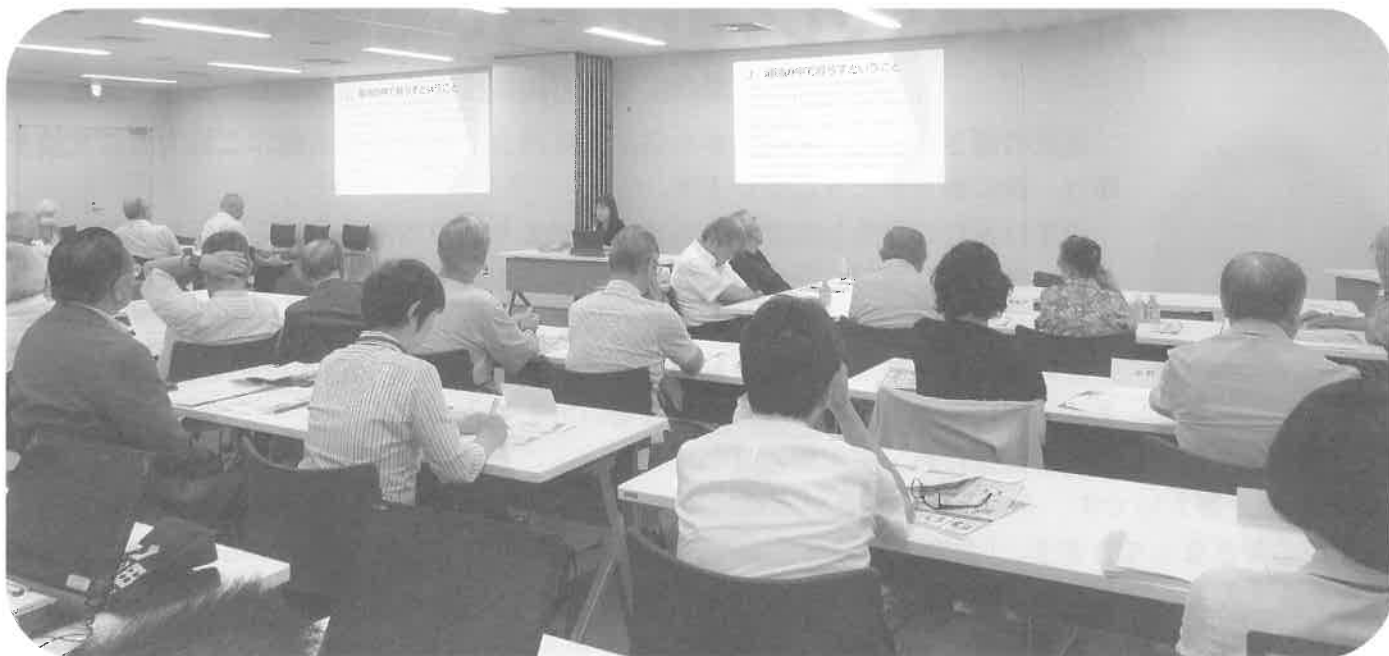
日下連合町内会長  
田口 久美子

日下連合町内会は今年度より1自治会が仲間に加わり9自治会町内会約4,120世帯で構成しています。昨今は、生活の多様化による社会の変化に伴い、自治会町内会の役割も変化してきております。少子高齢化がますます進む中で、災害対策、防犯、子どもの健全育成など、地域には様々な課題がありますが、みんなで協力して良い地域づくりをできるように努力してまいります。



# お互いを知ること暮らしやすい地域へ ～区連会・区社協合同意見交換会～

令和6年8月20日、港南区連会・港南区社協、行政職員等が参加し「区連会・区社協合同意見交換会」が開催されました。「障がい者理解～障がいがある方の地域での暮らし～」と題し、港南区障害者団体連絡会会長の早坂氏による講演後、グループに分かれて意見交換を行いました。



## ～障がいがあっても多くの人と心通わすことで心豊かに暮らせる社会に～

- ・福祉サービスは充実してきたが、家族の精神的負担は今も昔も変わらず、障がいのある子の手を引いて地域の中に入ることは勇気がいる。
- ・障がいがあることを異質なものではなく一つの個性としてとらえ、その人がその人らしく地域の中で心豊かに暮らせる社会でありたい。
- ・障がいがある方はいつも助けられる立場ではなく得意なことがあり、助けることやお手伝いできることがあることを、皆に知ってもらうことが大切。

そのためには障がい当事者や家族も勇気をもって地域の中に出ていきご近所と付き合っていくこと。そして、地域の人とは特別なことは必要なくそれを見守っていくことが必要。



港南区障害者団体連絡会  
早坂会長



古屋区連会会長



萩久保区社協会長



高森顧問



栗原区長

## ～講演を踏まえた意見交換～

5つのグループに分かれ、それぞれの地区で障がいがある方の地域での現状や取組等について話し合いを行いました。



- ・夏祭りではお店を設けてもらったり、地域の防災訓練に参加してもらっている。行事やお祭りなどに関わってもらおうと話す機会も増え、町内会の人たちとコミュニケーションが図れるのではないかな。
- ・年に1回の清掃や、高齢の方の代わりに回覧板を回す事をお仕事としてお願いしている。また、各町内会・自治会で食事会を行う際はお弁当などを施設にお願いしているが、配達してくれる方も障がいのある方なので馴染みになった。
- ・障がいの種類によっても支え方が変わってくる。接し方について、もっと知ることができるように地域の皆で勉強して、障がいのある方が地域に出られるような環境を整えられれば良いと思う。
- ・大人になってから理解を進めようとしても難しい面があるので、小さい頃から障がいのある方と接する機会が必要なのではないかな。
- ・今回のような「障がい者理解」という意見交換会の必要がないことが本来は望ましい。障がい者、健常者といった区別がなく、特別な感情を持たず様々な個性がある中で生活をしている世界が良い。そのためには、お互いを知り必要がある。
- ・今はプライバシーの問題があり、なかなか状況を聞きにくいこともある。プライバシーも大事であるが、状況を把握できる人を増やすことで協力できることも増えると思う。



## ～災害に備えてご家庭で備蓄品の準備をしていますか～

災害直後は必要な物品を購入することもできず、またすぐには支援も届きません。飲料水、クラッカー・缶詰などの食料品、トイレパックなどの備蓄品は最低3日分（できれば7日分）の備蓄品を備えておきましょう。

地域防災拠点に備蓄している水、食料は、自宅等が倒壊、火災等により発災時に家庭内備蓄食料を持ち出せない方のための最低限の備蓄品です。そのため、各家庭で必要な備蓄をしておかなければなりません。また、地域防災拠点は自宅で過ごせない人が避難する場所です。自宅での生活が可能であれば、ストレスの少ない住み慣れた家で在宅避難できるよう準備を進めていきましょう。



## 「元気な地域づくりフォーラム」開催のお知らせ

日時：令和7年3月8日（土）  
13：30～15：30（予定）  
場所：港南公会堂 ホール  
内容：「みんなで地域づくり～立場や世代を超えて～」をテーマに、自治会町内会など地域の取組発表他。  
皆様のご参加をお待ちしています。  
問合せ：地域振興課地域力推進担当

☎847-8383



# 年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(火)から1月3日(金)まで、  
収集はお休みさせていただきます。**

○ 年末も、ごみと資源物の分別と減量にご協力をお願いします。

○ ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで**にお出してください。

(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)

○ 収集がお休みの日は、ごみと資源物を絶対に出さないでください。

○ 分別されていないものは収集できません。



横浜市資源循環局マスコットイーオ

収集日程を  
お確かめの上、  
ルールを守って  
お出ください。



燃やすごみ・燃えないごみ  
スプレー缶・乾電池

プラスチック製容器包装  
またはプラスチック資源

缶・びん・ペットボトル  
小さな金属類

|     |        |               |
|-----|--------|---------------|
| 12月 | 28日(土) | 通常の曜日どおり収集します |
|     | 29日(日) | 収集はお休みです      |
|     | 30日(月) | 通常の曜日どおり収集します |
|     | 31日(火) | 収集はお休みです      |
| 1月  | 1日(水)  | 収集はお休みです      |
|     | 2日(木)  | 収集はお休みです      |
|     | 3日(金)  | 収集はお休みです      |
|     | 4日(土)  | 通常の曜日どおり収集します |
|     | 5日(日)  | 収集はお休みです      |
|     | 6日(月)  | 通常の曜日どおり収集します |

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、  
実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

## 粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(火)から1月3日(金)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ  
2次元コード

**※12月のお申込みは特に混み合い、  
年内の収集にお伺いできない場合がございます。**



粗大ごみのお申込みについてはこちらから  
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月3日までにお申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月4日以降になります。

令和6年度 横浜市資源循環局

港南区社協発370号  
令和6年11月20日

連合自治会・町内会会長 様

社会福祉法人  
横浜市港南区社会福祉協議会  
会 長 荻久保 頼則

### 「社協だより こうなん 第79号」の配布について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より地域福祉の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、地域における福祉活動を広く区民の皆様にご理解いただくため、  
標記広報誌を発行しております。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、各自治会町内会において全戸配布  
にご協力くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 送付時期     令和6年「広報よこはま」12月号と同時期
- (2) 送付方法     配送業者から、各自治会町内会の広報配布ご担当者様あて  
                      に直接送付いたします。
- (3) 送 付 物     社協だより こうなん 第79号  
                      A4版 4ページ

担当：足立・川島  
TEL：841-0256





## 社会福祉大会表彰

港南区社会福祉大会は多年に渡り、地域福祉活動の増進に功績のあった方々に感謝の意を表し、地域福祉の一層の充実を図っていくことを目的として開催しています。今年度は、令和6年11月21日(木)、横浜市港南公会堂で行われました。表彰を受けた方々は次の通りです(順不同・敬称略)。

## 【ボランティア活動功労】

- 表彰** 山尾宏子 宮澤みゆき  
桑原比朗美 工藤美栄子  
相川昌三 松永いよ子
- 感謝** 芝山眞之 車田芳子 原田倫子  
川島昌充 若松雄二 白井忠良  
千葉宣明 藤原菊雄 石井昌子  
篠崎寛 セッカーズ  
日野分譲町内会畑の会  
コスモス会 グループリリー

## 【地域活動功労】

- 表彰** 竹内文江
- 感謝** 高見治男 福寿邦夫  
福祉ネットワークS・O・S

## 【金品活動功労】

杉山孝博 斎藤勝芳 田辺怡志  
村澤久子  
港南区クリスマスチャリティコンサート実行委員会

## 令和6年度赤い羽根共同募金

### 街頭募金活動の様子

お預かりした募金は港南区の「地域福祉活動」の財源として活用されます。



街頭募金活動は民生委員児童委員協議会・助成金受配団体・障害当事者団体に協力いただきました。(順不同・敬称略)

## 募金

### 令和5年度赤い羽根共同募金・年末たすけあいの募金

共同募金 16,087,723円  
(内訳)赤い羽根 10,816,945円  
年末たすけあい 5,270,778円

### 募金の使いみち

- ① 身近な地域の見守り・助け合い事業へ 3,000,000円
- ② 高齢者・障害のある方・子どもたちへ 7,702,778円
- ③ 区社会福祉協議会事業へ 1,382,962円
- ④ 県内の福祉施設・団体へ 4,001,983円

募金の使いみちについては、赤い羽根データベース「はねっと」に掲載しております。

はねっと 検索

### 令和6年度日本赤十字社会費募集運動

校内外の救援活動や地域の救急法講習会の開催、地域福祉活動支援、罹災世帯への災害見舞金にあてられます。

会費 8,999,510円  
(令和6年9月末現在)

## 善意銀行

港南区の高齢者・障害者をはじめとするさまざまな方を支援するため、有効に活用しています(順不同・敬称略)。

2,076,003円

(クラウドファンディング含む)

令和5年10月1日～令和6年9月末

久保寺のり子 中央労働金庫杉田支店  
推進幹事会 斎藤勝芳 下永谷地区社会福祉協議会 港南区民謡民舞連合会  
司法書士ともえ事務所 山東彰子  
福寿啓子 板倉祥子 樋口宗典  
大貫義幸 垣内志野 杉山孝博  
田辺怡志 市女協三人会 株式会社中信 高橋周孝 アルクKiddyCAT英

港南区社会福祉協議会では、事業計画・報告並びに収支予算・決算についてホームページに掲載しております。また冊子をご希望の方は事務局までご連絡ください。

港南区社協 検索

「社協だより こうなん」音声訳版(CD)もボランティアグループ「港南音訳ボランティアいとでんわ」の協力により作成しています。ご希望の方は港南区社会福祉協議会までご連絡ください。

## 区社協だより

NO.79

DEC.2024

# こうなん

誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす

**CONTENTS** 永野地区(上永谷・丸山台・上野庭・下野庭)に広がる地域共生のつながり  
～障害のあるなしにこだわらず、つながりあうまちへ～

「まちの給水所」が呼び込んだつながり  
地域共生の啓発のバトン



Instagram

港南区社協や区内の活動紹介など配信中です

港南区社協キャラクター  
はむたん



こうなん 社協だより こうなん NO.79 編集・発行/社会福祉法人 横浜市港南区社会福祉協議会 〒233-0003 港南区港南4丁目2番8号3階 港南区福祉保健活動拠点内  
TEL: 045-841-0256 FAX: 048-846-4117 URL: http://www.kounan-shakyo.jp/ E-mail: toiwase@kounan-shakyo.jp この広報誌は、赤い羽根共同募金の配分金により作成しています。



## 『まちの給水所』が 呼び込んだつながり

「まちの給水所」(\*)とは毎年夏に誰もが安心して出かけられるように飲料水と一時休息所の無料休息スポットを提供する永谷地区のアイデアから生まれた港南区社協の事業です。多くの福祉施設や事業所の協力があり、上永谷駅前地域ケアプラザ・コミュニティハウスもフリースペースにて提供くださっています。

永野地区にある障害者施設「おもろ」(生活介護事業所)の皆さんが日中活動のウォーキングで立ち寄ったのをきっかけに、両施設のつながりが生まれました。

おもろのメンバーは受注製品の組立作業などでの座りっぱなしを避けるため、ウォーキングが欠かせません。川の清掃作業で関わりのあった土木事務所。その跡地にできた施設はどんなところかと立ち寄ってみましたら、笑顔とお水で迎えられ、メンバーの日中活動の幅を広げることにつながりました。

[生活介護事業所おもろ所長 横山さん]



ウォーキング中

「まちの給水所」(\*)の取り組みはこちら



上永谷駅前地域ケアプラザ・コミュニティハウスの「まちの給水所」



おもろの地域清掃

多目的室などの利用や窓口相談以外にどなたでもふと立ち寄れるよう、乳幼児専用のプレイスペースの隣に飲食OKの机椅子を備えています。お水の提供をきっかけにその方に合わせたご案内などもしやすく、お聞きした想いやご意見を施設運営の参考にしています。

[上永谷駅前地域ケアプラザ・コミュニティハウス施設長 仲嶋さん]



地区社協運営委員会



＼かみながや／＼のぼ／

## 永野地区に広がる 地域共生のつながり

(上永谷・丸山台・上野庭・下野庭エリア)

～障害のあるなしにこだわらず、つながりあうまちへ～

上永谷駅周辺に広がる永野地区では、地区社会福祉協議会(以下、地区社協)と連合町内会が、日々のラジオ体操、夏祭りや公園清掃、防災訓練、作品展、ボッチャなど、一人ひとりが日々の気づきからゆるやかなつながりや支え合いを大切にした福祉のまちづくりを進めています。

また令和6年7月に開所した上永谷駅前地域ケアプラザ・コミュニティハウスが、

充実したスタッフと会場設備をもとに地域のつながりを生み出す拠点として力を発揮しています。

この永野地区で港南区社会福祉協議会(以下、区社協)が区役所や地域ケアプラザと協働で取り組む「まちの給水所」(\*)からつながった障害福祉施設や地区社協・連合町内会による地域共生のための活動を紹介します。

まちの一員として役立ちたいと地域清掃に取り組んでいます。永野連合町内会の運動会や防災訓練、地区社協からボッチャ交流や助け合い活動に誘われて、嬉しい交流の機会が増えています。

[おもろ所長 横山さん]



## 地域共生の啓発のバトン

永野地区社協は永野連合町内会とともに地域における障害者の理解啓発に力を入れています。

令和6年2月には、数年前の障害者グループホーム「ドエルはなぶさ」建設への住民運動を振り返りながら障害者理解を考える「全体会議」を開催。8月には映画「不安の正体～精神障害者グループホームと地域～」を上永谷駅前地域ケアプラザ・コミュニティハウスで上映しました。また3月には永野地区社協によるおもろのメンバーとボッチャをともに楽しむ会で盛り上がりしました。

ドエルはなぶさのキッチンに飾られる季節の花は、障害者のグループホームができることに不安を抱いていた方が庭に咲いたからとお持ちになります。オープンな行き来や交流を重ねるほどにお互いの信頼が重なり、正しい理解と地域共生に結び付くと実感しています。

[永野連合町内会会長 高橋さん]

不思議な行動もそれだけの話。こういう人が居るのも普通。目くじらを立てない。「どうってこともない、お互いやれることを一緒にやっていこうよ」という気持ちを大事にしていきたいです。

[永野地区社協会長 片伯部さん]



全体会議



上永谷駅前地域ケアプラザ・コミュニティハウスで上映した映画「不安の正体」

永野地区社協の取組はこちら

